

# 京都教育大学大学院連合教職実践研究科受講補助金交付要綱

制定 平成21年7月22日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市立学校・幼稚園の教員（管理職及び教育委員会事務局に所属する教育職職員を含む。以下「教員」という。）の資質向上のために行う、教員が京都教育大学大学院連合教職実践研究科（以下「京都連合教職大学院」という。）を受講することに対する補助金（以下「受講補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付の対象)

第2条 受講補助金の対象は、教員が京都連合教職大学院の受講に要する経費のうち、最初の受講の初年度に係る入学料及び授業料とする。ただし、教員の責によらない事由により、当該受講が当初予定の受講年数を超えた場合は、その超えた受講に要する経費も対象とする。

## (補助金の額)

第3条 受講補助金の額は、前条に定める経費の範囲内において、当該経費の2分の1に相当する額とする。

## (交付の申請)

第4条 条例第9条に規定する申請書は、京都教育大学大学院連合教職実践研究科受講補助金交付申請書（第1号様式。以下申請書という。）とする。

## (標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

## (変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、事業の日程等についての補助事業等の遂行に支障のない程度の変更とする。

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条第1項に規定する実績報告は次の各号に掲げる書類を添えて書面により行わなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業報告書

(書類の保存)

第8条 受講補助金に係る書類は、事業が完了した次の年度の初日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項は、京都市総合教育センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月22日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から実施する。